

厚生年金基金及び企業年金連合会における国の被保険者記録との 突き合わせの実施状況について（平成22年12月末時点）

厚生年金基金は、厚生年金の一部を国に代わって支給するとともに、さらに企業の実情に応じた独自の上乗せ給付を行うことにより、従業員に対してより手厚い老後所得を保障することを目的として企業が設立したものである。また、企業年金連合会は、その業務として、厚生年金基金を転退職した加入員や解散厚生年金基金加入員に対し、年金給付を行っている。

厚生年金基金及び企業年金連合会（以下「基金等」という。）は、国の被保険者記録の提供を受け、現在、自らが保有する加入員記録との突き合わせを実施している。

（注）突き合わせ項目は、基礎年金番号、生年月日、加入員期間、標準報酬月額、標準賞与額等。

今般、**平成22年12月末時点**における記録突き合わせの実施状況について、確認した結果は次のとおりである。（今回は第四回目の報告）

（注）現存する厚生年金基金のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除いた598基金（前回報告より2基金減少）分と企業年金連合会分を集計。

○基金等における記録の突き合わせの実施状況の集計結果（詳細は別紙）

	初回報告 (平成22年3月末時点)	今回報告 (平成22年12月末時点)	総増減数
1 基金等における記録の 突き合わせ対象人数	延べ 3,737万人 →	延べ 3,744万人 (100%)	(+ 7万人)
2 突き合わせの実施状況			
①記録整備が完了した人数	延べ 3,301万人 →	延べ 3,406万人 (91.0%)	(+105万人)
(内訳)			
ア 記録が一致した人数	延べ 3,292万人 →	延べ 3,383万人 (90.4%)	(+ 91万人)
イ 記録の不一致が見つかり 正しい記録に訂正した人数	延べ 9万人 →	延べ 23万人 (0.6%)	(+ 14万人)
②記録整備中の人数	延べ 436万人 →	延べ 338万人 (9.0%)	(▲98万人)
ア 調査確認中の人数	延べ 367万人 →	延べ 288万人 (7.7%)	(▲79万人)
イ 基金番号相違等により国の 被保険者記録が未回付の人数	延べ 69万人 →	延べ 50万人 (1.3%)	(▲19万人)

（注）「②記録整備中の人数（延べ338万人）」については、今後、調査確認を行い、「①の記録整備が完了した人数」に計上されていくものである。

〈①記録整備が完了した人数〉の厚生年金基金及び企業年金連合会別の内訳

	初回報告 (平成22年3月末時点)	今回報告 (平成22年12月末時点)
ア 厚生年金基金の対象人数(延べ857万人)に占める 記録整備が完了した人数(延べ729万人の割合)	76.9% →	85.1%
(注) 記録整備が完了した人数の割合 80%以上となっている基金	352基金 (58.7%) →	458基金 (76.8%)
イ 企業年金連合会の対象人数(延べ2,887万人)に占める 記録整備が完了した人数(延べ2,676万人の割合)	91.7% →	92.7%

厚生年金基金及び企業年金連合会における国の被保険者記録との突き合わせの実施状況(平成22年12月末時点)

○基金等における記録の突き合わせの実施状況の集計結果(平成22年12月末時点)

内 訳 (注3)(注4)(注5)	調査実施 時期	全体			厚生年金基金			企業年金連合会		
		延べ人数	割合	総増減数 (今回-初回)	延べ人数	割合	総増減数 (今回-初回)	延べ人数	割合	総増減数 (今回-初回)
突き合わせ対象人数(厚生年金基金及び企業年金連合会において記録を保有している人数) (A)+(B)+(C)+(D)	初回	(3,737.3万人)			(860.8万人)			(2,876.5万人)		
	今回	3,743.6万人	—	+6.3万人	857.0万人	—	▲3.8万人	2,886.6万人	—	+10.1万人
記録整備完了人数(突き合わせの結果に基づき記録整備が完了した人数) (A)+(B)	初回	(3,301.0万人)	(88.3%)		(662.2万人)	(76.9%)		(2,638.7万人)	(91.7%)	
	今回	3,405.7万人	91.0%	+104.7万人	729.3万人	85.1%	+67.1万人	2,676.4万人	92.7%	+37.7万人
記録一致人数(突き合わせの結果、記録が完全に一致していた人数) (A)	初回	(3,292.0万人)	(88.1%)		(653.2万人)	(75.9%)		(2,638.7万人)	(91.7%)	
	今回	3,382.6万人	90.4%	+90.6万人	708.0万人	82.6%	+54.8万人	2,674.6万人	92.7%	+35.9万人
訂正人数(突き合わせの結果、不一致が見つかり正しい記録に訂正が完了した人数) (B)	初回	(9.0万人)	(0.2%)		(9.0万人)	(1.0%)		(0.0万人)	(0.0%)	
	今回	23.1万人	0.6%	+14.1万人	21.3万人	2.5%	+12.3万人	1.8万人	0.1%	+1.8万人
①厚生年金基金及び企業年金連合会で記録を訂正した人数(注6)	初回	(8.9万人)			(8.9万人)			(0.0万人)		
	今回	22.0万人	—	+13.1万人	20.4万人	—	+11.5万人	1.6万人	—	+1.6万人
②日本年金機構で記録を訂正した人数(注6)	初回	(0.1万人)			(0.1万人)			(0.0万人)		
	今回	1.2万人	—	+1.1万人	1.0万人	—	+0.9万人	0.3万人	—	+0.3万人
記録整備中の人数(注7) (C)+(D)	初回	(436.3万人)	(11.7%)		(198.6万人)	(23.1%)		(237.8万人)	(8.3%)	
	今回	338.0万人	9.0%	▲98.3万人	127.8万人	14.9%	▲70.8万人	210.2万人	7.3%	▲27.6万人
調査確認中の人数(厚生年金基金等において調査確認している人数) (C)	初回	(367.0万人)	(9.8%)		(181.3万人)	(21.1%)		(185.7万人)	(6.5%)	
	今回	288.3万人	7.7%	▲78.7万人	115.1万人	13.4%	▲66.2万人	173.2万人	6.0%	▲12.5万人
基金番号相違等により国の被保険者記録が未回付の人数(注8) (D)	初回	(69.3万人)	(1.9%)		(17.2万人)	(2.0%)		(52.1万人)	(1.8%)	
	今回	49.7万人	1.3%	▲19.6万人	12.7万人	1.5%	▲4.5万人	37.0万人	1.3%	▲15.1万人

(注1)平成22年12月末時点に現存する厚生年金基金のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除いた596基金分を集計。

(注2)人数は千人未満は四捨五入のため厚生年金基金と企業年金連合会を足しても全体の人数にならない場合がある。

(注3)上段()内は初回(平成22年3月末時点)、下段()内は今回(平成22年12月末時点)の実施状況を計上。

(注4)割合は突き合わせ対象人数に対する割合を計上。

(注5)総増減数は初回(平成22年3月末時点)から今回(平成22年12月末時点)までの増減数を計上。

(注6)上記①、②については、両方に該当する者がある。

(注7)記録整備中人数については、今後、調査確認を行い、記録整備完了人数に計上されていくものである。

(注8)厚生年金基金及び企業年金連合会で記録を保有しているにもかかわらず、基金番号相違等により被保険者記録が未回付である人数。

厚生年金基金及び企業年金連合会における国の被保険者記録との突き合わせの記録整備完了割合(平成22年12月末時点)

厚生年金基金及び企業年金連合会における国の被保険者記録との突き合わせの記録整備完了割合（記録整備完了人数 / 突き合わせ対象人数）別の厚生年金基金（企業年金連合会を含む）の分布状況は以下の通り。

記録整備完了割合	0%	0～10%	10～20%	20～30%	30～40%	40～50%	50～60%	60～70%	70～80%	80～90%	90～100%	100%	計
厚生年金基金数	1	7	8	10	4	8	8	20	72	196	252(注2)	11	597

(注1) 記録整備完了割合の「0～10%は、0%を超え10%未満」である。その他はそれぞれ「〇%以上〇%未満」である。

(注2) 記録整備完了割合「90～100%」には企業年金連合会（92.7%）を含んでいる。

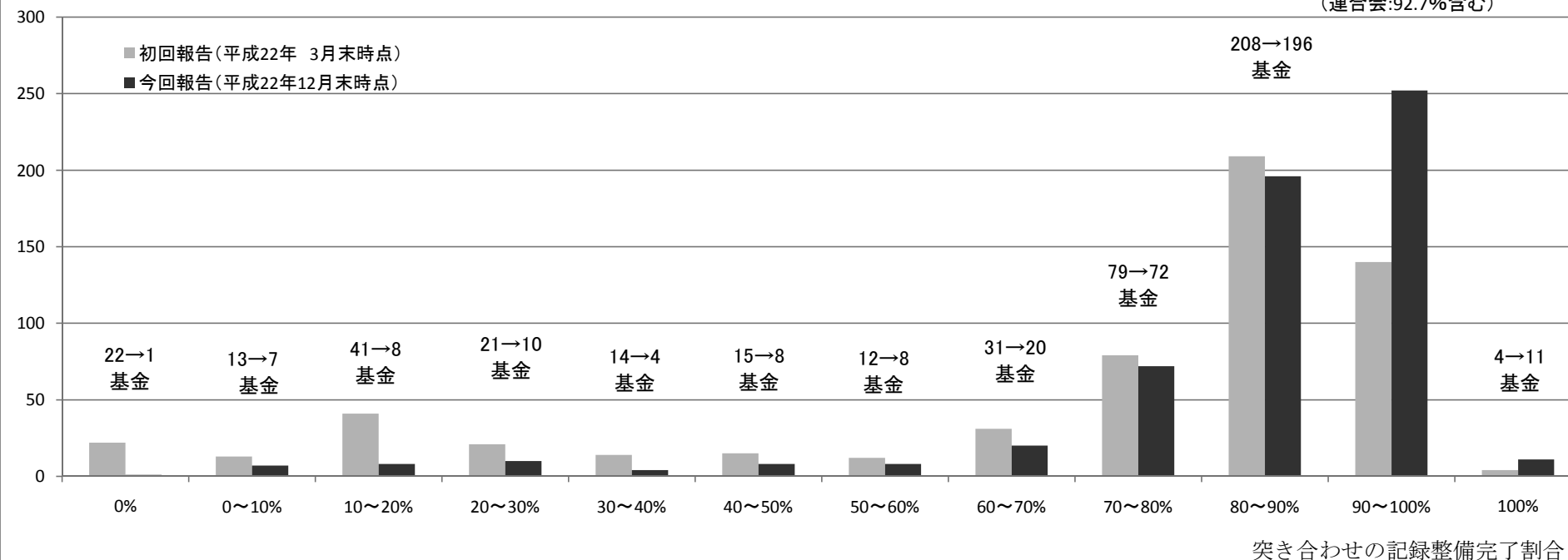
厚生年金基金数

(企業年金連合会含む)

突き合わせの記録整備完了割合別基金数

(厚生年金基金（596基金分）と企業年金連合会を集計)

141→252
基金
(連合会:92.7%含む)

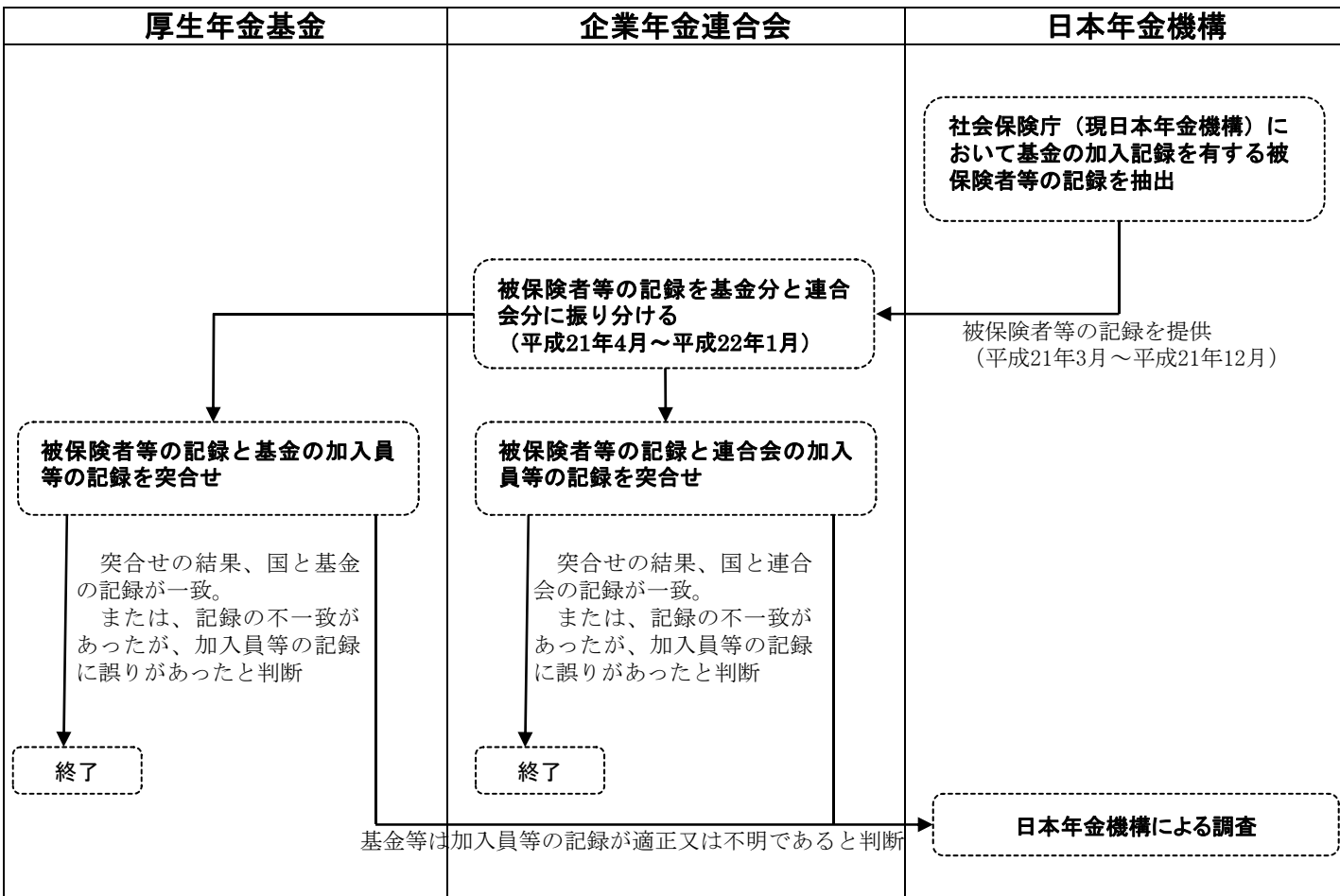


国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて

<概要>

- 国の記録と厚生年金基金・企業年金連合会（以下、厚生年金基金等）の記録の双方の整合性を図るため、平成21年3月より社会保険庁（現日本年金機構）から厚生年金基金等に対して、被保険者等の記録の提供を行い、突合せを実施している。
 - 日本年金機構から記録の提供を受けた企業年金連合会は、企業年金連合会分と厚生年金基金分の仕分けを行い、厚生年金基金に対し、被保険者等の記録の提供を行う。（平成22年1月に完了）
 - 記録の提供を受けた厚生年金基金等においては、記録の突合せを行った結果、双方の記録が不一致の場合には、必要な調査・事業主等に対する確認等を行い、更に要すれば日本年金機構に対して調査依頼を行う。

<参考：国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せ（概略図）>



（注1）突合せ項目は、次の通り

- ①基礎年金番号、②氏名、③生年月日、④性別、⑤異動年月日、⑥種別、⑦異動原因（取得、月・算定・喪失）、⑧標準報酬月額及び標準賞与額